

退職手当支給見込み額(令和2年度時点)

社会福祉法人清心福祉会

当法人では、掛金を **全額法人負担** で福利厚生の一環として退職手当制度に加入しています。

ご縁があって入職し、退職する時にどのくらい退職手当を受け取れるのか、現行の計算式に則り算出しています。
非常勤職員も社会保険に加入している週30時間以上勤務の方は退職手当も適用になります。

	累計勤務年数	退職手当支給額
例①:正職員 (短大卒で 一般職の場合)	3年	263,442
	5年	443,854
	10年	1,004,565
	15年	2,368,701
	20年	4,428,452
	30年	7,804,818
	40年	10,791,913
	45年	11,536,820

例②:保育士 非常勤 (6H×週5日)	3年	165,543
	5年	278,887
	10年	581,623
	15年	1,177,178
	20年	2,187,596

例③:保育士 非常勤 (8H×週5日)	3年	238,995
	5年	363,149
	10年	679,798
	15年	1,371,791
	20年	2,541,969

※非常勤職員は職種に関わらず、社会保険加入者が退職手当の対象

【ポイント①】累計勤務年数に休職期間は含まない。

【ポイント②】退職手当は「茨城県社会福祉協議会」「福祉医療機構」の2団体より支給。
上記「退職手当支給額」はその合計額。

【ポイント③】退職時の本俸(時給)や積立残高・掛け率の変動により異なるため、
実際の支給額は上記金額通りでないこともあり得る。